

(提案基準第6号) 有料老人ホームに係る開発又は建築に関する基準

老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、設置及び運営が本市の定める基準等に適合するものの開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 当該有料老人ホームは、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 設置及び運営が「福山市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合していると認められたものであること。
 - (2) 当該有料老人ホームに係る権利関係は利用権方式又は賃貸方式のものであること。
 - (3) 予定建築物の規模等は、その目的に照らし過大なものでないこと。
- 2 申請地は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。）でないこと。
 - (2) 当該施設の利用に照らし適切な規模であり、かつ、十分なスペースの駐車場が確保されていること。
- 3 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する病院又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつそれらの隣接地等に立地する必要がある場合等施設の機能、運営上の観点から総合的に判断して市街化区域に立地することが困難又は不適當であること。
- 4 当該有料老人ホームの立地につき、本市の福祉施策、都市計画の観点から支障がないこと。
- 5 申請者は、当該有料老人ホームを営む者であること。
- 6 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(平成12年7月1日から施行)

(平成20年7月12日から施行)

(平成27年11月18日から施行)

(令和4年5月24日から施行)